検討基礎資料:区の現状について

1. 区の概要 (1) 区の基本情報



- ●面積 22.84km 出典:「品川区の統計」2022(令和4)年 -第61回-
- ●総人口の推移・予測



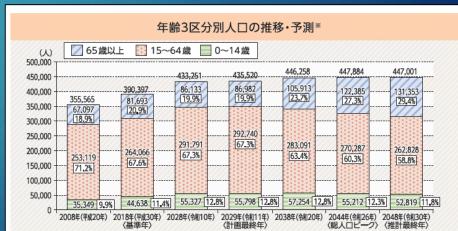
一人口

項目	平成30(2018)年1月	令和5(2023)年4月
人口	390,397人	406,362人
人口(男性)	191,452人	198,819人
人口(女性)	198,945人	207,543人
年少人口(0~14歳)	44,638人	47,253人
生産年齢人口(15~64歳)	264,066人	277,959人
高齢者人口(65歳以上)	81,693人	81,150人
外国人人口	12,526人	14,202人
世帯数	218,020世帯	231,681世帯
1世帯あたりの人員	1.82人	1.78人

出典:住民基本台帳

なお、1世帯あたりの人員は、平成27(2015)年および令和2(2020)年国勢調査による。

●年齢3区分別人口の推移・予測



(注)四捨五入により数値の合計が総数と一致しないものがある。 ※住民基本台帳人口(各年4月1日)より作成、2028(令和10)年~2048(令和30)年は将来推計値

出典:品川区長期基本計画

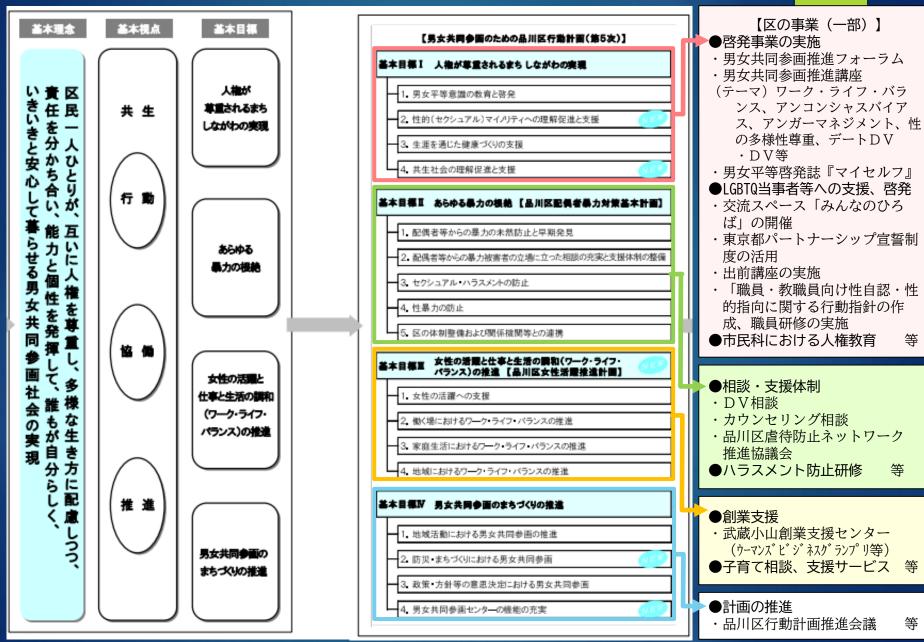
2. 品川区長期基本計画の体系図(計画期間:令和2(2020)年度 ▶ 令和11(2029)年度)



尊重し、共生できる環境が構築されています。

出典:「品川区長期基本計画」

3. 男女共同参画のための品川区行動計画(第5次計画期間:令和元(2019)年度 ▶▶ 令和10(2028)年度) 計画の愛称『マイセルフ品川プラン ~誰もが自分らしく~』



出典:「男女共同参画のための品川区行動計画」

4. ジェンダー平等に関する区民意識について

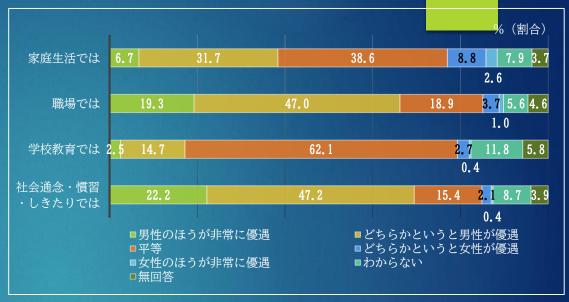
●電子アンケート(令和5年3月集計)

回答総数 344件 うち、「これまでに自分や家族の人権を侵害 された感じたことはありますか」という問い に対し、「ある」と回答したのは141件

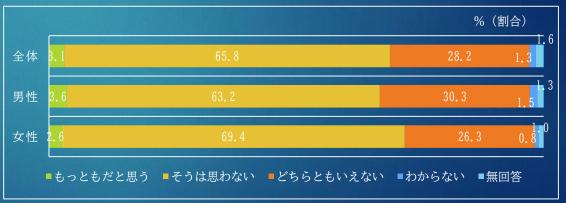


●「人権に関わる意識調査」(令和元年実施) 調査発送数2,000件のうち、有効回答数917件(有効回答率45.9%)

(1) 男女平等意識



②) 性別役割分担意識(男性は仕事、女性は家庭)



(3) 家庭内での役割分担

生活における家事に関しては、掃除、洗濯、食事のしたく、食後の後かたづけ、買い物、ごみ出しは「妻」が最も多く、食事のしたくは50.6%の割合で妻が担っている。

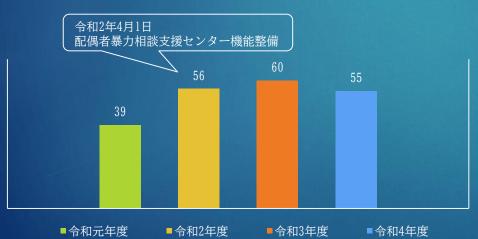
(4) 区における方針決定への女性の参画状況



出典:各年度地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査

(5) 区のDV相談件数推移

●男女共同参画センターにおけるDV相談件数



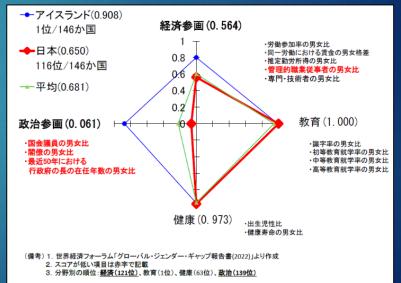
出典:人権啓発課調べ

(6) ジェンダーギャップ指数 ●上位国および主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
10	ドイツ	0.801
15	フランス	0.791
27	アメリカ	0.769
99	韓国	0.689
102	中国	0.682
116	日本	0.650
110000		

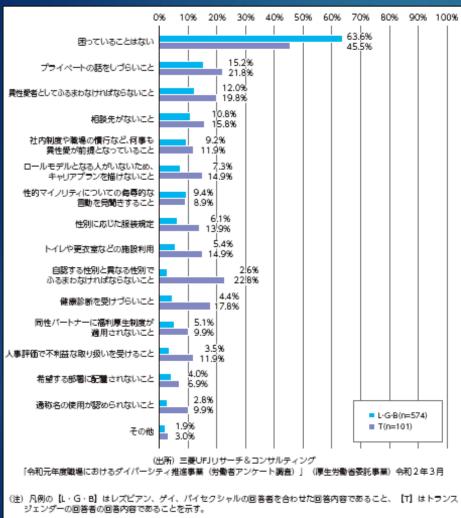
●各分野における 日本のスコアと順位

ロバー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
分野	スコア	順位
経済	0.564	121位
政治	0.049	139位
教育	1.000	1位
健康	0.973	63位



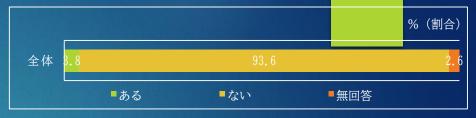
出典:内閣府ホームページ

(7) 性的マイノリティ当事者が抱える職場での困りごと

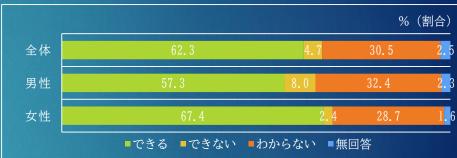


出典:「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集 ~性的マイノリティに 関する取組事例~」(令和元年度厚生労働省委託事業)

(8) 自分の性別に悩んだことの有無



(9) 性的マイノリティをカミングアウトされた場合、変わらずに接すること



(10) 性別、性・年代別/性の多様性を認め合う社会をつくるための取組みの必要性



【現状(検討の背景)】

- ・人権に関わる意識調査等の結果からは、「これまでに受けた人権侵害」として、「男女 (性)差別」が最も多く、職場や社会通念では「男性が優遇」との回答が多くを占め、 ジェンダー(社会的性別、男らしさ、女らしさ等)による役割分業意識や性差別が存在 している。
- ・コロナ禍を機に、DV相談件数は約1.6倍(令和元年度比)になっている。
- ・性の多様性を認め合う社会をつくるための取組みの必要性について「あまり必要だと思わない」「必要ない」との回答が一定数あり、性自認や性的指向への偏見や差別、無理解が、当事者が自分らしさ を周囲に明かすことができない要因となっている。



- ・生きづらさの背景にある差別や偏見、無理解、暴力などの解消が不可欠。
- ・人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在で ある。
- ・すべての人が、社会的・文化的に形成された性別ならびに性自認、性的指向にかかわらず、等しく権利、責任、機会を分かち合うとともに、それぞれの個性と能力を十分に発揮して、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されている社会を形成していくことが求められている。
- ・本委員会において条例に盛り込むべき考え方を検討し、新しい条例の制定を契機に区としての姿勢や考え方をより明確にする。
- ⇒ 区民等が、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現を目指す。